

婦人労働調査資料No.87

婦人労働特別実態調査(事業所調査)

— 昭和 51 年 —

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

	頁
第1. 調査の概要	1
第2. 調査結果の概要	2
Ⅰ 所定労働時間等の状況	2
1. 所定労働時間の職種・部門等による規定のしかた	2
2. 変形労働時間採用の有無	3
3. 1日の所定労働時間	4
4. 1週の所定労働時間	6
Ⅱ 所定外労働及び時間外労働の状況	7
1. 36協定の有無及び延長時間	7
(1) 36協定の有無及び延長時間の規定のしかた	7
(2) 36協定による最も多くの労働者の延長時間	9
2. 調査対象期日における所定外労働時間及び時間外労働時間	11
(1) 所定外労働時間	11
(2) 時間外労働時間	13
Ⅲ 交替制勤務の状況	15
1. 交替制勤務の有無	15
2. 交替制勤務に従事する労働者の割合	16
Ⅳ 深夜労働の状況	17
Ⅴ 振替休日の状況	18
Ⅵ 時間外労働、休日労働、深夜労働の必要性等	19
1. 時間外労働又は休日労働の必要性及び理由	19
2. 深夜労働の必要性及び理由	20
3. 女子の時間外労働、休日労働の制限についての支障	21
4. 女子の深夜業の制限についての支障	22
(付) 婦人労働特別実態調査事業所票	

は し が き

近年、婦人の職場進出がすすむなかで労働条件の改善を図るとともに、婦人がその能力を有効に発揮し得る条件を整備することが求められている。

そこで、労働基準法に定められた労働時間等の現状を中心に、男女別に実態を把握し、行政の基礎資料に資する目的として実態調査を行った。

この報告書は、その調査結果をとりまとめたもので、関係各位の参考になれば幸いである。

最後に、この調査の実施にあたって、御協力をいただいた事業所に深く感謝する次第である。

昭和53年3月

労働省婦人少年局長

調 査 の 概 要

調査の目的

この調査は、労働時間、休日、深夜労働等に関する制度及び実態を男女別に把握し、婦人労働行政施策の基礎資料とする。

調査の範囲

- (1) 地 域 全 国
- (2) 産 業 日本標準産業分類に基づく次に掲げる9大産業とする。
1 鉱業 2 建設業 3 製造業 4 卸売業、小売業 5 金融・保険業
6 不動産業 7 運輸・通信業 8 電気・ガス・水道・熱供給業
9 サービス業（家事サービス、教育、外国公務を除く）
- (3) 事業所 (2)に掲げる産業に属し、常時30人以上の労働者を雇用する民営事業所のうち、一定の方法で抽出した約5,000事業所

調査事項

次に掲げる事項とする。

- (1) 事業所の名称、所在地、事業の内容、常用労働者数
- (2) 1日及び1週の所定労働時間、始業時刻、終業時刻
- (3) 所定外労働及び時間外労働の状況
- (4) 交替制勤務の有無及び適用労働者の割合
- (5) 深夜労働従事者の有無
- (6) 休日附与の方法、変形休日制採用の有無
- (7) 時間外労働、休日労働、深夜労働の必要性

調査対象期間

原則として昭和51年7月の1カ月間とし、調査事項によっては51年7月31日現在、あるいは50年8月1日から51年7月31日までの1年間とする。

調査実施期間

昭和51年8月1日から9月30日までとする。

調査機関

労働省婦人少年局 一 各婦人少年室

調査方法

事業所票 通信自計

集計方法

労働省婦人少年局において集計する。

調 査 結 果 の 概 要

I 所定労働時間等の状況

1. 所定労働時間の職種・部門等による規定のしかた

所定労働時間が職種・部門又は男女によって異なるかどうかについては、全産業の80%が職種・部門又は男女にかかわらず同一の所定労働時間制をとっており、職種・部門で異なる事業所は16%、男女によって異なる事業所が6%となっている。

産業別にみると、職種・部門で異なる事業所の割合の高いのは不動産業(31%)、金融・保険業(31%)、サービス業(25%)、運輸・通信業(23%)等であり、建設業及び製造業では少ない。男女により異なるのは建設業、運輸・通信業が共に12%と比較的多い。

規模別には、職種・部門で異なった所定労働時間を採用している事業所の割合は、500人以上19%、100～499人16%、30～99人15%と規模が大きいほどその割合がやや高い。一方、男女で異なる事業所の割合は、500人以上1%、100～499人4%、30～99人6%と規模が小さいほど高い割合を示している。(第1表)

第1表 所定労働時間の職種・部門等による規定のしかた

(%)

	計	職種・部門により異なる	男女により異なる	同	明
計	100.0	15.6	5.5	79.5	0.1
鉱業	100.0	16.9	1.2	82.5	0
建設業	100.0	6.4	11.7	81.9	0
製造業	100.0	9.4	4.0	87.1	0
卸売業、小売業	100.0	13.7	6.0	82.0	0
金融・保険業	100.0	30.8	1.3	67.9	0
不動産業	100.0	30.9	5.3	65.6	0
運輸・通信業	100.0	23.3	11.5	66.7	0
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	13.0	0	87.0	0
サービス業	100.0	25.1	3.5	71.5	0.6
30～99人	100.0	15.3	6.2	79.2	0.1
100～499人	100.0	16.3	3.6	80.6	0
500人以上	100.0	18.9	1.3	80.1	0

2. 変形労働時間制採用の有無

変形労働時間制の採用の有無では、変形労働時間制を採用している事業所が24%、採用していない事業所が75%であり、採用している事業所のうち、男子のみに適用しているものが25%、男女共に適用しているものが70%となっており、女子のみに適用しているのは5%である。

産業別では、変形労働時間制を採用している割合の高い産業は運輸・通信業(41%)、サービス業(39%)及び建設業(31%)となっている。また、変形労働時間制を採用している事業所のうち、女子のみに適用する事業所は少ないがその中で割合が比較的高い産業はサービス業、鉱業、不動産業及び金融・保険業である。

なお、電気・ガス・水道・熱供給業、運輸・通信業では男子のみに適用する事業所の割合が高く、他の産業では男女共に適用する事業所の割合が高い。

規模別には、変形労働時間制を採用している事業所の割合は規模による差異はあまりみられないが変形労働時間制を採用している事業所については、規模が大きくなるほど男子のみに適用する事業所の割合が高く、男女ともに適用する事業所の割合は低くなっている。(第2表)

第2表 変形労働時間制採用の有無

(%)

	計	変形労働時間制を採用している						採用していない	不明
		計	男子のみ	男と女とも	女子のみ	不明			
計	100.0	24.3	100.0	24.6	69.5	4.6	1.3	75.4	0.3
鉱業	100.0	23.3	100.0	36.3	56.3	7.5	0	76.7	0
建設業	100.0	30.5	100.0	26.0	69.3	4.7	0	69.5	0
製造業	100.0	19.0	100.0	24.9	68.0	5.0	2.1	80.7	0.3
卸売業、小売業	100.0	19.0	100.0	9.3	86.1	1.7	2.9	81.0	0
金融・保険業	100.0	14.4	100.0	0	92.9	7.1	0	85.6	0
不動産業	100.0	16.0	100.0	11.1	81.5	7.4	0	84.0	0
運輸・通信業	100.0	41.1	100.0	54.0	44.1	1.5	0.5	58.9	0
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	19.5	100.0	71.7	28.3	0	0	80.5	0
サービス業	100.0	39.1	100.0	18.8	72.2	7.9	1.1	59.2	1.8
30 ～ 99 人	100.0	24.4	100.0	21.3	72.3	4.9	1.5	75.2	0.4
100 ～ 499 人	100.0	24.2	100.0	33.2	62.1	3.7	1.0	75.8	0
500 人以上	100.0	18.6	100.0	48.7	47.0	3.9	0.4	81.4	0

3. 1日の所定労働時間

1日の所定労働時間の長さについて、「男子又は男子の多い職種・部門」（以下「男子」という。）は8時間の事業所が40％、7時間01分～7時間59分が39％であって、これに7時間の12％を加えると、所定労働時間が7時間～8時間の事業所が全体の91％にのぼる。また、「女子又は女子の多い職種・部門」（以下「女子」という。）は、7時間01分～7時間59分が最も多く40％であり、次いで8時間の37％となっている。これに7時間の14％を加えると7時間～8時間の事業所は男子同様91％となっている。

産業別では、男子で8時間と定めている事業所の割合が最も高いのは鉱業（64％）、建設業（52％）、サービス業（46％）、製造業（46％）及び運輸・通信業（39％）であり、また7時間01分～7時間59分の範囲で定めている事業所の割合が最も高いのは、電気・ガス・水道・熱供給業（87％）、不動産業（48％）、卸売業、小売業（45％）及び金融・保険業（42％）である。

一方、女子で7時間01分～7時間59分の所定労働時間と定めている事業所の割合が最も高いのは、電気・ガス・水道・熱供給業（85％）、不動産業（52％）、卸売業、小売業（46％）及び金融・保険業（41％）で、8時間の事業所の割合が最も高いのは、鉱業（58％）、建設業（47％）、製造業（45％）及びサービス業（45％）である。なお、運輸・通信業では7時間の事業所が最も高く32％となっている。

規模別では、男子は500人以上及び100～499人規模では7時間01分～7時間59分と定めている事業所が最も多く、それぞれ50％及び46％となっているのに対し、30～99人では8時間と定めている事業所が42％で最も多い。女子は500人以上及び100～499人では7時間01分～7時間59分の事業所が最も多く、それぞれ52％、48％となっているの比べ、30～99人の事業所では8時間（39％）と7時間01分～7時間59分（38％）がほぼ同じ割合である。（第3表）

第3表 男女別1日の所定労働時間

(号)

	男子又は男子の多い職種・部門							女子又は女子の多い職種・部門							
	計	時間分 6:59 以内	7:00 7:59	7:01 ~ 7:59	8:00 8:59	9:00 以上	不明	計	時間分 6:59 以内	7:00 7:59	7:01 ~ 7:59	8:00 8:59	9:00 以上	不明	
計	1000	44	119	392	397	26	15	07	52	140	403	371	15	04	15
鉱	1000	15	175	155	638	0	17	0	1000	17	224	146	586	0	20
建設	1000	18	121	295	524	28	14	0	1000	11	145	338	465	07	27
製造	1000	08	75	430	463	17	05	03	1000	15	79	438	453	10	05
卸売業、小売業	1000	26	94	453	381	32	14	0	1000	41	112	460	352	19	17
金融・保険	1000	297	182	421	38	21	0	41	1000	298	222	411	59	0	10
不動産	1000	0	220	478	261	18	24	0	1000	36	255	519	166	24	0
運輸・通信	1000	16	274	238	389	20	55	08	1000	41	321	278	278	20	61
電気・ガス・水道・熱供給業	1000	53	68	870	08	0	0	0	1000	53	68	854	08	0	17
サービス業	1000	02	111	331	464	52	33	07	1000	05	146	334	445	40	03
30 ~ 99 人	1000	50	112	367	419	30	15	08	1000	61	137	377	388	17	16
100 ~ 499 人	1000	27	141	460	335	16	17	05	1000	25	152	475	320	10	14
500 人以上	1000	25	117	499	345	08	02	02	1000	25	107	524	330	08	04

4. 1週の所定労働時間

1週の所定労働時間について、男子は48時間とするものが最も多く26%、次いで39時間59分以内の18%となっている。女子も同様の傾向であり、48時間と定める事業所の割合が最も高く23%、次いで39時間59分以内の20%となっている。

産業別でみると、男子では、1週の所定労働時間が44時間未満の事業所の割合が特に高いのは、電気・ガス・水道・熱供給業（98%）、金融・保険業（86%）及び不動産業（73%）であり、逆に44時間以上の割合が高いのは、飲業（71%）、建設業（65%）及びサービス業（60%）などである。

一方、女子では、44時間未満の事業所の割合が特に高い産業は男子の場合と同じく、電気・ガス・水道・熱供給業（97%）、金融・保険業（89%）及び不動産業（81%）であり、44時間以上の割合が特に高いのは飲業（67%）であるが、各産業とも、44時間未満の事業所の割合は男子より高く、女子の方が所定労働時間は短くなっている。

規模別では、1週の所定労働時間が44時間未満の事業所の割合は、男子及び女子とも規模が大きくなるほど高く、500人以上の規模ではそれぞれ89%で30～99人規模の約2倍となっている。（第4表）

第4表 男女別1週の所定労働時間

(%)

	男子又は男子の多い職種・部門										
	計	時間分 39:59 以 内	40:00	40:01 ～ 42:00	42:01 ～ 43:59	44:00	44:01 ～ 45:00	45:01 ～ 47:59	48:00	48:01 以 上	不 明
計	100.0	18.0	6.3	16.6	6.4	5.3	7.0	10.2	25.6	2.4	2.1
飲 業	100.0	2.3	0	20.7	5.2	0.9	6.7	4.7	58.9	0	0.6
建 設 業	100.0	9.7	3.9	16.3	2.4	2.4	7.2	8.9	42.2	4.4	2.6
製 造 業	100.0	12.2	7.8	11.5	8.0	5.1	9.0	15.2	28.2	1.5	1.4
卸売業、小売業	100.0	22.8	6.7	13.8	8.3	9.1	4.6	9.5	21.7	2.0	1.7
金融・保険業	100.0	49.9	8.7	22.1	5.5	2.8	5.2	0.6	0	0	5.2
不 動 産 業	100.0	27.6	3.0	23.7	18.4	5.9	3.0	4.2	13.6	0.6	0
運輸・通信業	100.0	11.5	4.1	28.2	6.4	0	6.7	6.1	32.6	3.5	1.0
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	16.3	3.6	73.2	5.1	0	0.8	0.8	0	0	0
サ ー ビ ス 業	100.0	11.9	3.7	19.1	2.6	8.8	7.4	10.2	27.7	5.8	2.8
30～99人	100.0	15.6	4.8	14.6	5.8	5.8	7.3	11.4	29.5	2.7	2.5
100～499人	100.0	24.0	9.3	22.8	8.4	4.0	6.5	6.9	15.2	1.7	1.2
500人以上	100.0	37.4	26.7	18.0	6.4	1.7	2.7	3.1	3.5	0.2	0.2

(%)

	女子又は女子の多い職種・部門										
	計	時間分 39:59 以 内	40:00	40:01 ～ 42:00	42:01 ～ 43:59	44:00	44:01 ～ 45:00	45:01 ～ 47:59	48:00	48:01 以 上	不 明
計	100.0	19.9	6.4	17.9	6.6	5.5	7.1	9.6	23.1	0.9	3.0
鉱 業	100.0	3.5	0	21.6	5.2	0.9	7.3	4.7	54.2	0	2.6
建 設 業	100.0	12.6	4.6	16.4	3.8	2.4	7.8	8.0	37.4	1.5	5.3
製 造 業	100.0	12.8	7.9	11.9	8.1	5.2	9.6	15.1	27.6	0.3	1.6
卸売業・小売業	100.0	25.9	6.7	14.5	7.8	8.0	5.9	8.0	19.1	0.3	3.9
金融・保険業	100.0	50.8	8.9	24.0	5.5	4.9	3.1	0.6	0	0	2.1
不 動 産 業	100.0	32.9	3.0	25.5	19.6	8.3	4.2	1.2	4.7	0.6	0
運輸・通信業	100.0	15.4	4.1	32.8	6.4	1.2	6.9	4.0	21.9	1.0	6.3
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	16.3	3.6	71.5	5.1	0	0.8	0.8	0	0	1.7
サ ー ビ ス 業	100.0	13.7	3.7	21.4	3.4	9.1	5.3	11.0	26.4	3.6	2.4
30～99人	100.0	18.0	5.0	15.7	5.8	6.0	7.6	10.8	26.6	1.0	3.4
100～499人	100.0	24.5	9.3	24.3	8.9	4.2	5.7	6.4	14.2	0.5	2.0
500人以上	100.0	37.4	26.7	18.7	6.4	1.5	2.6	3.2	2.8	0.2	0.6

Ⅱ 所定外労働及び時間外労働の状況

1. 36協定の有無及び延長時間

(1) 36協定の有無及び延長時間の規定のしかた

事業所における36協定の有無では36協定ありが80%である。1日の延長時間の規定の仕方をみると、男女で異なる定め方をしている事業所が53%、職種・部門で異なる定め方をしている事業所が29%、一律に定めている事業所が16%である。

産業別では36協定ありの割合の高い産業は運輸・通信業(97%)、電気・ガス・水道・熱供給業(96%)、金融・保険業(89%)、鉱業(87%)及び製造業(83%)であり、36協定なしの割合の高い産業は不動産業(45%)、建設業(30%)及び卸売業・小売業(28%)である。

また、36協定における1日の延長時間の規定の仕方をみると、男女で異なる定め方をしている割合の高い産業は金融・保険業(71%)、電気・ガス・水道・熱供給業(70%)及び不動産業(59%)であり、職種・部門で異なる定め方をしているものの割合が比較的高い産業は運輸・通信業(44%)及びサービス業(42%)である。

規模別には、36協定のある事業所の割合は500人以上98%、100～499人90%、30～99人76%と規模が大きいくほどその割合が高くなっており、また、36協定がある場合の1日の延長時間の規定の仕方については、各規模とも男女で異なるものが最も多いが、500人以上71%、100～499人59%、30～99人50%と規模が大きいくほどその割合が高くなっており、職種・部門によって異なるものは、規模にかかわらず30%前後の割合を示している。さらに男女及び職種・部門にかかわらず一律に時間を定めているものは、500人以上10%、100～499人12%、30～99人18%であって規模が小さいほどその割合は高くなっている。

労働組合の有無別には、労組がある事業所における36協定のある事業所の割合は91%であり労組がない事業所での36協定がある事業所は71%である。また36協定の規定の仕方については、男女別で異なる定め方をしている事業所の割合は、労組のある事業所で60%、労組のない事業所で46%であって、職種・部門で異なる定め方をしている事業所の割合は、労組のある事業所で24%、労組のない事業所で35%である。更に一律に定めているものは労組のある事業所とない事業所とも16%となっている。(第5表)

第5表 36協定の有無及び延長時間の規定のしかた

(%)

	計	36協定 あり	延長時間の規定のしかた (M.A)						な し	不 明
			計	男女によ り異なる	職種・部 門によ り異なる	全労働 者一 律	その他	不 明		
計	100.0	80.1	100.0	53.2	29.4	16.3	4.5	1.9	19.3	0.5
鉱 業	100.0	87.2	100.0	54.8	33.1	10.0	8.0	0	12.8	0
建 設 業	100.0	69.6	100.0	52.0	29.6	12.7	9.2	0	29.6	0.8
製 造 業	100.0	82.7	100.0	54.2	29.6	19.4	2.0	1.3	16.9	0.4
卸売業、小売業	100.0	71.8	100.0	52.0	28.9	15.8	2.9	4.9	27.7	0.6
金融・保険業	100.0	89.2	100.0	71.4	3.7	14.1	11.8	1.2	10.8	0
不 動 産 業	100.0	55.5	100.0	59.4	32.1	12.8	1.1	1.1	44.5	0
運輸・通信業	100.0	96.5	100.0	44.9	44.0	12.4	3.4	1.7	3.5	0
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	95.8	100.0	69.8	25.3	8.6	3.1	0	4.2	0
サービス業	100.0	75.0	100.0	40.7	41.7	16.9	5.0	1.6	23.2	1.8
30～99人	100.0	76.4	100.0	50.2	28.5	18.1	5.4	2.3	22.9	0.7
100～499人	100.0	90.1	100.0	59.4	31.8	12.0	2.6	0.9	9.7	0.2
500人以上	100.0	98.1	100.0	70.8	27.8	9.9	2.2	0.8	1.9	0.1
労働 有	100.0	91.0	100.0	59.5	24.1	16.3	4.8	0.9	8.2	0.8
組合 無	100.0	71.6	100.0	46.0	35.3	16.4	4.3	3.1	29.1	0.4

(2) 36協定による最も多くの労働者の延長時間

最も多くの男子労働者に適用される延長時間（以下「男子延長時間」という。）は2時間以上3時間未満で定めている事業所が29%と多く、次いで6時間以上（16%）、2時間未満及び3時間以上4時間未満がそれぞれ14%、4時間以上5時間未満（13%）の順となっている。これに対し、最も多くの女子労働者に適用される延長時間（以下「女子延長時間」という。）は2時間とする事業所が最も多く58%で、次いで1時間以上1時間30分未満の17%となっている。

産業別には、男子延長時間は、製造業、鉱業、建設業及びサービス業では4時間未満の事業所の割合が高く、金融・保険業及び電気・ガス・水道・熱供給業では4時間以上の事業所の割合が高い。

これに対し、女子延長時間はいずれの産業においても2時間とするものが最も多い。

規模別には、男子延長時間は、各規模とも2時間以上3時間未満とする事業所が最も多いが、4時間未満の事業所の割合でみると規模が小さいほど高くなっている。これに対し、女子延長時間は各規模とも2時間の事業所が最も多いが、規模が小さいほど延長時間は短くなっている。

（第6表）

第6表 36協定による最も多くの労働者の延長時間

(%)

	最も多くの男子の延長時間										最も多くの女子の延長時間					
	計	2時間 未満	2時間 以上 3時間 未満	3時間 以上 4時間 未満	4時間 以上 5時間 未満	5時間 以上 6時間 未満	6時間 以上	不 明	計	30分 未満	30分 以上 1時間 未満	1時間 以上 1時間 30分 未満	1時間 30分 以上 2時間 未満	2時間 以上	不 明	
計	100.0	14.4	28.7	13.5	13.2	7.1	15.9	7.3	100.0	10.5	3.2	16.9	2.5	57.9	9.0	
鉱業	100.0	12.4	36.5	13.7	27.1	4.3	4.0	2.0	100.0	10.4	2.7	25.4	0	51.2	10.4	
建設業	100.0	21.4	20.5	20.0	12.0	3.5	12.6	9.9	100.0	21.8	2.3	21.5	4.2	40.3	9.9	
製造業	100.0	18.2	36.4	14.0	11.6	4.9	10.0	4.8	100.0	11.3	4.6	24.4	2.4	49.7	7.7	
卸売業、小売業	100.0	11.3	30.3	11.6	18.2	8.7	11.8	8.2	100.0	2.6	5.1	16.6	4.6	62.8	8.4	
金融・保険業	100.0	8.1	10.3	4.7	20.0	9.4	36.3	11.2	100.0	1.5	1.2	4.4	1.2	88.1	3.7	
不動産業	100.0	11.8	12.8	32.1	2.7	19.3	20.3	1.1	100.0	19.3	0	5.3	0	74.3	1.1	
運輸・通信業	100.0	8.6	25.9	14.9	6.6	10.7	24.0	9.2	100.0	22.2	0.9	4.8	0.2	54.2	17.7	
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	3.1	18.0	13.3	29.9	11.1	22.8	1.8	100.0	1.8	1.8	4.7	5.5	81.4	4.9	
サービス業	100.0	14.5	31.0	16.4	9.2	7.8	14.8	6.3	100.0	10.0	1.2	15.4	1.8	60.5	11.1	
30～99人	100.0	16.2	28.0	13.1	12.1	6.5	15.9	8.2	100.0	11.7	3.7	17.8	2.2	54.8	9.8	
100～499人	100.0	10.1	30.7	14.7	15.9	8.4	15.1	5.0	100.0	7.8	2.2	14.8	3.2	64.8	7.2	
500人以上	100.0	10.0	27.2	9.9	14.3	7.3	26.4	4.9	100.0	4.5	2.0	14.2	3.5	71.3	4.6	
労働組合	100.0	9.5	24.1	13.3	15.4	7.9	20.8	8.9	100.0	7.6	2.3	11.1	2.3	68.2	8.5	
無組合	100.0	19.6	34.3	13.9	10.7	5.8	10.4	5.4	100.0	14.0	4.4	23.1	2.8	45.9	9.7	

2. 調査対象期日における所定外労働時間及び時間外労働時間

(1) 所定外労働時間

51年7月30日に所定外労働（事業所の就業規則等で定めた労働時間を超えて働くことをいう）に従事した労働者の有無では、所定外労働を行った労働者のいる事業所は55%である。

所定外労働を行った事業所の割合の高いのは、電気・ガス・水道・熱供給業（88%）、運輸・通信業（72%）、金融・保険業（60%）、不動産業（59%）、鉱業（58%）及び製造業（56%）などの産業である。

規模別には、500人以上82%、100～499人69%、30～99人50%で、規模が大きいほどその割合は高くなっている。

51年7月30日にその事業所で最も長く所定外労働に従事した者では、男子は2時間以上3時間未満（28%）、3時間以上4時間未満（22%）が多く、女子は30分未満及び2時間以上がともに26%で最も多い。

産業別では、男子は運輸・通信業で6時間以上（24%）が最も多いが他の産業では2時間以上3時間未満が最も多く、次いで3時間以上4時間未満及び2時間未満の産業が多い。女子は金融・保険業、サービス業及び卸売業、小売業は2時間以上、他の産業では30分未満が最も多い。

規模別では、男子は500人以上では6時間以上（26%）、100～499人及び30～99人では2時間以上3時間未満（それぞれ24%と30%）が最も多い。一方、女子は500人以上及び100～499人では2時間以上（それぞれ54%と36%）、30～99人では30分未満（29%）が最も多い。（第7表）

第7表 調査対象日における所定外労働時間

(%)

	計	所定外 労働 有	男										女					無	不 明
			計	2時間 未満	2時間 以上 3時間 未満	3" ~ 4"	4" ~ 5"	5" ~ 6"	6時間 以上	不 明	計	30分 未満	30分 以上 1時間 未満	1時間 以上 1時間 30分 未満	1時間 30分 以上 2時間 未満	2時間 以上	不 明		
計	1000	548	1000	176	276	221	146	60	101	20	1000	263	56	161	67	263	190	432	20
鉱業	1000	583	1000	220	305	125	155	50	145	0	1000	340	50	220	30	105	245	417	0
建設業	1000	470	1000	114	288	243	162	68	119	0.6	1000	496	48	94	60	130	172	481	49
製造業	1000	561	1000	219	282	206	134	53	85	20	1000	259	44	198	46	211	242	415	24
卸売業、小売業	1000	483	1000	177	302	190	190	57	71	1.4	1000	204	121	226	54	295	100	505	11
金融・保険業	1000	604	1000	190	324	314	58	34	37	4.4	1000	165	17	137	185	484	12	378	18
不動産業	1000	585	1000	254	294	249	112	30	61	0	1000	305	102	142	30	127	294	409	0.6
運輸・通信業	1000	718	1000	124	176	219	169	65	241	0.6	1000	405	23	63	46	188	275	272	13
電気・ガス・水道 ・熱供給業	1000	875	1000	107	299	206	177	58	153	0.2	1000	238	19	165	56	153	369	96	30
サービス業	1000	489	1000	124	260	211	169	101	99	3.6	1000	134	73	120	67	364	243	503	0.8
30～99人	1000	495	1000	217	300	219	113	49	80	2.3	1000	291	53	171	53	206	205	487	1.8
100～499人	1000	691	1000	98	287	229	213	77	132	1.4	1000	215	43	141	75	363	163	284	25
500人以上	1000	816	1000	38	148	176	215	136	259	2.9	1000	117	27	131	79	535	112	146	38
労働有	1000	629	1000	150	257	237	174	54	108	20	1000	232	41	133	78	337	179	352	1.9
組合無	1000	475	1000	205	295	206	114	66	93	2.2	1000	307	71	191	56	171	203	502	2.3

注) 男女いずれかに「所定外労働時間有り」の事業所を100にして男女別に時間数の分布を示してあり、男女いずれか一方が0時間であるものは不明に含まれている。

(2) 時間外労働時間

51年7月30日にその事業所で最も長く所定外労働に従事した者についての時間外労働（労働基準法に定めた労働時間を超えて働くことをいう。）の時間数では、男子は、2時間以上3時間未満（26%）が最も多く、次いで3時間以上4時間未満及び1時間以上2時間未満（どちらも20%）となっているが、女子は時間外労働が全くなかった事業所が27%と最も多く、次いで、1時間以上1時間30分未満（15%）と2時間以上（14%）が多い。

産業別では、男子は一般に2時間以上3時間未満の産業が多いが、電気・ガス・水道・熱供給業は4時間以上6時間未満、運輸・通信業は3時間以上4時間未満の事業所が最も多い。これに対し女子はサービス業においては2時間以上の割合が最も高いが、その他の産業では、時間外労働が全くなかったものが最も多い。また、卸売業、小売業、金融・保険業、サービス業などでは1時間以上の割合もかなり大きい。

規模別では、男子は500人以上では4時間以上6時間未満29%、6時間以上21%と半分が4時間以上であるが、100～499人では3時間以上4時間未満24%、2時間以上3時間未満23%、30～99人では2時間以上3時間未満28%、1時間以上2時間未満21%と規模が小さいほど短い傾向がみられる。女子は500人以上では2時間以上が29%と最も多いが、他の規模では時間外労働を全く行わない事業所の割合が最も多い。（第8表）

第8表 調査対象期日における時間外労働時間

(号)

	男												女					
	計	0時間	1時間 未満	1時間 以上 2時間 未満	2時間 以上 3時間 未満	3時間 以上 4時間 未満	4時間 以上 6時間 未満	6時間 以上	不 明	計	0時間	30分 未満	30分 以上 1時間 未満	1:00 以上 1:30 未満	1:30 以上 2:00 未満	2時間 以上	不 明	
計	1000	29	56	196	262	197	160	70	31	1000	273	22	97	154	90	138	226	
鉱業	1000	30	10	235	295	175	140	115	0	1000	375	10	30	125	55	50	355	
建設業	1000	0.5	15	115	371	241	144	103	0.6	1000	407	0.3	54	96	39	118	283	
製造業	1000	1.7	64	240	231	212	132	64	4.0	1000	257	15	101	165	82	113	267	
卸売業、小売業	1000	0.9	68	220	279	177	230	14	0.4	1000	223	25	127	221	127	142	136	
金融・保険業	1000	9.3	105	194	298	160	78	0.1	7.2	1000	261	94	109	160	91	218	66	
不動産業	1000	9.1	0	365	122	239	71	51	6.1	1000	376	0	30	173	10	36	376	
運輸・通信業	1000	3.7	17	150	194	239	173	184	0.6	1000	397	0	67	92	58	89	307	
電気・ガス・水道・熱供給業	1000	13.6	29	107	248	131	265	83	0.2	1000	274	1.7	104	49	78	66	413	
サービス業	1000	2.9	39	133	287	146	220	98	4.8	1000	163	0.3	108	130	140	217	238	
30 ~ 99 人	1000	36	73	214	278	179	131	53	3.5	1000	300	25	102	151	70	111	241	
100 ~ 499 人	1000	15	22	169	232	237	212	92	2.1	1000	226	15	91	158	125	185	291	
500 人以上	1000	1.2	0.5	78	174	196	290	213	3.2	1000	133	14	57	177	196	292	131	
労働組合	1000	34	69	196	226	215	160	73	2.7	1000	251	30	105	133	111	157	211	
無組合	1000	2.3	4.1	195	297	180	160	68	3.5	1000	302	12	87	177	66	112	245	

Ⅲ 交替制勤務の状況

1. 交替制勤務の有無

交替制勤務を採用している事業所は22%であるが、その男女別従事状況についてみると、「男子のみ」64%、「男女とも」29%及び「女子のみ」7%のように女子にも交替制勤務がある事業所は36%である。

産業別では、交替制勤務「あり」の事業所は、鉱業(40%)、サービス業(40%)、電気・ガス・水道・熱供給業(35%)、運輸・通信業(33%)などの産業で割合が高く、金融・保険業、建設業では低い。交替制勤務「あり」の中で、「女子のみ」が比較的多いのは、サービス業(22%)であり、「男女とも」が多いのは卸売業、小売業(70%)をはじめ不動産業、サービス業等となっており、女子にも交替制勤務がある割合の高い産業は、卸売業、小売業(75%)、サービス業(65%)及び不動産業(56%)である。

規模別では、交替制勤務「あり」の事業所の割合は、規模が大きくなるほど高く、30～99人規模で16%に対し、500人以上規模では66%となっている。また、交替制勤務「あり」の中で、「男女とも」及び「女子のみ」の割合は規模が小さくなるほど高くなっている。(第9表)

第9表 交替制勤務の有無及び男女別従事状況

(%)

	計	交 替 制 あ り						交替制 な し	不 明
		計	男子のみ 従事して いる	男女とも 従事して いる	女子のみ 従事して いる	不 明			
計	100.0	21.8	100.0	63.7	29.2	6.9	0.2	78.1	0.1
鉱 業	100.0	40.2	100.0	99.3	0.7	0	0	59.8	0
建 設 業	100.0	4.7	100.0	99.7	0.3	0	0	95.3	0
製 造 業	100.0	27.8	100.0	81.1	17.6	1.2	0	72.0	0.3
卸 売 業、小 売 業	100.0	13.8	100.0	25.2	69.5	5.3	0	86.2	0
金 融・保 險 業	100.0	1.8	100.0	97.6	1.6	0.8	0	98.2	0
不 動 産 業	100.0	21.4	100.0	44.4	44.4	11.1	0	78.6	0
運 輸・通 信 業	100.0	32.6	100.0	78.4	17.3	4.3	0	67.4	0
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	34.8	100.0	100.0	0	0	0	65.2	0
サ ー ビ ス 業	100.0	39.8	100.0	34.1	43.1	22.0	0.7	60.2	0
30 ～ 99 人	100.0	15.5	100.0	61.7	30.3	7.7	0.3	84.3	0.1
100 ～ 499 人	100.0	37.7	100.0	65.0	28.5	6.5	0	62.3	0
500 人 以 上	100.0	66.0	100.0	73.1	23.9	2.8	0.2	34.0	0

2. 交替制勤務に従事する労働者の割合

交替制勤務を採用している事業所における交替制勤務に従事する労働者の割合を男女別にみると、男子の場合は「6割以上」と「1割未満」の事業所がそれぞれ27%及び25%と比較的多いが、女子の場合は「6割以上」の事業所が43%と多くなっている。

産業別にみると、男子の場合、金融・保険業、建設業、電気・ガス・水道・熱供給業及びサービス業では、「1割未満」と「1～2割未満」とをあわせて50%以上となっており交替制勤務に従事する者の割合が低いが、運輸・通信業、卸売業、小売業及び鉱業ではその割合が高い。

女子の場合、鉱業、建設業及び金融・保険業では全て「1割未満」又は「1～2割未満」であるが他の産業では「4～6割未満」と「6割以上」とをあわせて50%以上となっており交替制勤務に従事する者の割合が高い。

規模別では、男子は30～99人規模では「6割以上」の事業所が最も多いが、100～499人及び500人以上規模では「1割未満」の事業所が多い。これに対し、女子は各規模とも「6割以上」の事業所が最も多い。(第10表)

第10表 交替制勤務に従事する労働者の割合

(%)

	男子(男女とも交替制あり+男子のみ交替制あり=100)							女子(男女とも交替制あり+女子のみ交替制あり=100)						
	計	1割未満	1割以上2割未満	2割以上4割未満	4割以上6割未満	6割以上	不明	計	1割未満	1割以上2割未満	2割以上4割未満	4割以上6割未満	6割以上	不明
計	100.0	25.1	18.9	15.1	13.1	27.2	0.6	100.0	16.4	7.5	15.7	17.1	43.1	0.6
鉱業	100.0	21.0	13.0	16.7	9.4	39.9	0	100.0	100.0	0	0	0	0	0
建設業	100.0	67.3	7.9	8.9	0.6	15.2	0	100.0	0	100.0	0	0	0	0
製造業	100.0	25.5	18.2	21.4	18.0	16.7	0.2	100.0	18.1	12.2	18.1	22.6	28.7	0.2
卸売業、小売業	100.0	18.4	22.6	4.2	8.5	42.1	4.2	100.0	15.0	7.1	1.8	8.5	67.6	0
金融・保険業	100.0	88.8	1.6	9.6	0	0	0	100.0	100.0	0	0	0	0	0
不動産業	100.0	43.8	3.1	15.6	18.8	18.8	0	100.0	20.0	0	0	30.0	50.0	0
運輸・通信業	100.0	11.9	19.5	8.0	9.9	50.7	0	100.0	34.6	0.5	12.2	6.0	46.8	0
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	36.0	14.6	24.4	25.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業	100.0	29.2	20.8	11.9	7.6	30.4	0	100.0	12.4	6.7	24.2	21.6	34.9	0.3
30～99人	100.0	18.8	23.1	13.7	12.6	30.8	1.1	100.0	12.9	8.4	15.3	18.2	45.2	0
100～499人	100.0	32.2	14.6	16.8	12.9	23.6	0	100.0	20.1	6.3	16.4	16.7	40.2	1.6
500人以上	100.0	32.1	12.0	15.3	19.2	21.2	0.3	100.0	21.1	7.3	19.3	8.3	42.7	1.4

Ⅳ 深夜労働の状況

深夜労働に従事する労働者の有無では、「いない」が70%、「いる」が30%である。また、深夜労働に従事する労働者「いる」のうち「男子のみ」が88%で多く、「男女とも」と「女子のみ」はそれぞれ8%と3%である。

産業別では、運輸・通信業を除く産業は「いない」の事業所が過半数を占めるが、電気・ガス・水道・熱供給業とサービス業は「いる」事業所も40%以上ある。「いる」事業所のうち「男子のみ」というのが各産業とも特に高いが、サービス業と卸売業、小売業では「男女とも」がそれぞれ25%と22%であり、またサービス業では「女子のみ」も18%である。

規模別では、深夜労働に従事する労働者が「いる」は500人以上で73%であり、100～499人でも47%と半数近くであるが、30～99人では24%である。そのうち、「男女とも」は7～9%「女子のみ」は1～4%の範囲で女子が深夜労働に従事する割合は規模が小さいほど高くなる。

(第11表)

第11表 深夜労働従事者の有無及び男女別従事状況

(%)

	計	深夜労働従事者いる						いない	不 明
		計	男子のみ	男女とも	女子のみ	不 明			
計	100.0	30.3	100.0	87.6	8.1	3.4	0.9	69.5	0.2
鉱 業	100.0	39.4	100.0	100.0	0	0	0	60.6	0
建 設 業	100.0	27.3	100.0	97.3	0	0	2.7	71.3	1.4
製 造 業	100.0	31.0	100.0	98.0	1.0	0.3	0.7	68.9	0.1
卸 売 業、小 売 業	100.0	21.3	100.0	77.6	22.4	0	0	78.7	0
金 融・保 險 業	100.0	3.4	100.0	99.6	0	0	0.4	96.6	0
不 動 産 業	100.0	19.3	100.0	93.8	0	0	6.2	80.7	0
運 輸・通 信 業	100.0	63.1	100.0	98.0	0.7	0	1.3	36.9	0
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	43.5	100.0	100.0	0	0	0	56.5	0
サ ー ビ ス 業	100.0	43.8	100.0	56.6	24.9	17.9	0.7	56.1	0.1
30 ～ 99 人	100.0	23.8	100.0	85.5	8.8	4.3	1.3	75.9	0.3
100 ～ 499 人	100.0	47.0	100.0	90.3	7.3	2.1	0.3	53.0	0
500 人 以 上	100.0	72.9	100.0	91.8	6.8	1.1	0.3	27.1	0

V 振替休日の状況

過去1カ月(51年7月の1カ月間又は7月の賃金締切日を通る1カ月間)に、所定の週休を他の日に振替えて労働(以下「振替休日」という。)させたことの有無では振替休日「あり」が27%で、「なし」が73%である。さらに振替休日「あり」のうち「男女とも」が50%、「男子のみ」が47%で多く、「女子のみ」は3%と少ない。

産業別では、振替休日「あり」は電気・ガス・水道・熱供給業が47%、サービス業が45%、運輸・通信業と不動産業がそれぞれ44%と多い。さらに、振替休日「あり」のうち「男子のみ」は電気・ガス・水道・熱供給業が79%、建設業が76%、運輸・通信業が69%で多く、「男女とも」はサービス業と金融・保険業がそれぞれ66%、卸売業、小売業が63%と多い。「女子のみ」は不動産業が16%と多い。

規模別では、振替休日「あり」は規模が大きくなるほど多く、また、振替休日「あり」のうち「男子のみ」は規模が大きいほど多く、逆に「男女とも」は規模が小さいほど多い。(第12表)

第12表 過去1カ月の振替休日の有無並びに対象労働者

		(%)							
	計	振 替 休 日 あ り						な し 不 明	
		計	男子のみ	男女とも	女子のみ	不 明			
計	100.0	27.2	100.0	47.0	49.7	2.7	0.6	72.8	0.1
鉱 業	100.0	15.5	100.0	39.6	60.4	0	0	84.5	0
建 設 業	100.0	30.7	100.0	75.6	24.0	0.4	0	69.3	0
製 造 業	100.0	16.0	100.0	51.3	45.6	2.2	0.9	83.9	0.2
卸 売 業、小 売 業	100.0	30.9	100.0	35.6	63.2	0	1.2	69.1	0
金 融・保 険 業	100.0	17.4	100.0	33.3	65.8	1.0	0	82.6	0
不 動 産 業	100.0	43.6	100.0	49.0	34.7	16.3	0	56.4	0
運 輸・通 信 業	100.0	43.9	100.0	69.4	27.8	1.8	0.9	56.1	0
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	47.3	100.0	79.4	17.0	3.6	0	52.7	0
サ ー ビ ス 業	100.0	44.8	100.0	25.6	66.4	8.0	0	55.2	0
30 ～ 99 人	100.0	24.3	100.0	44.6	52.9	2.2	0.3	75.7	0.1
100 ～ 499 人	100.0	35.3	100.0	51.4	43.6	3.7	1.3	64.7	0
500 人 以 上	100.0	37.7	100.0	55.7	42.6	1.5	0.2	62.0	0.2

Ⅵ 時間外労働、休日労働、深夜労働の必要性等

1. 時間外労働又は休日労働の必要性及び理由

労働者に時間外労働又は休日労働をさせる必要の有無では、「時々ある」が49%で最も多く、次いで「めったにない」(28%)、「しばしばある」(22%)の順となっている。ある場合の理由としては、「繁忙業務の処理のため」(48%)、「職種の特殊性から」(45%)が多いが、「緊急事態が起るから」(10%)、「恒常的に忙しい」(5%)は少ない。

産業別では、金融・保険業を除く全産業で「時々ある」が最も多く、電気・ガス・水道・熱供給業の69%をはじめ建設業、不動産業、鉱業、運輸・通信業と卸売業、小売業では過半数以上を占める。金融・保険業では「めったにない」(44%)と「時々ある」(43%)がほぼ同率である。

また、ある場合の理由として、金融・保険業、卸売業、小売業、製造業では「繁忙業務の処理のため」、電気・ガス・水道・熱供給業では「緊急事態が起るから」、鉱業、サービス業、不動産業、運輸・通信業及び建設業では「職種の特殊性から」によるものが60%以上である。

規模別では、「しばしばある」及び「時々ある」はそれぞれ規模が大きくなるほど高くなるが、「めったにない」は規模が大きくなるほど低くなる。ある場合の理由では、「繁忙業務の処理のため」及び「緊急事態が起るから」はそれぞれ規模が大きくなるほど大きくなり、「職種の特殊性から」は小規模ほど高くなる。(第13表)

第13表 時間外、休日労働の必要性の有無及び理由

(%)

	計	しばしば ある	時々 ある	ある場合の理由 (M.A)							めった にない	不明
				計	恒常 的に 忙しい	繁忙 業務の 処理 のため	緊急事 態が起 るから	職種の 特殊性 から	その他	不明		
計	100.0	22.3	49.2	100.0	4.5	48.2	9.8	45.2	5.6	0.9	28.2	0.2
鉱業	100.0	26.8	53.4	100.0	1.1	31.3	4.4	67.6	1.5	0	19.8	0
建設業	100.0	19.9	57.4	100.0	0.2	34.8	12.4	61.1	6.3	2.0	22.0	0.7
製造業	100.0	24.3	47.3	100.0	8.9	53.6	13.2	32.3	5.9	1.0	28.1	0.4
卸売業、小売業	100.0	14.0	51.8	100.0	3.9	54.0	3.0	49.1	4.0	1.0	34.2	0
金融・保険業	100.0	12.4	43.3	100.0	3.7	83.2	3.0	12.5	3.3	0	44.3	0
不動産業	100.0	13.6	54.3	100.0	0.9	31.0	4.4	62.9	6.1	0	32.0	0
運輸・通信業	100.0	36.4	52.5	100.0	1.4	33.3	7.8	61.5	6.8	0.9	11.1	0
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	23.1	68.6	100.0	0	31.9	62.0	50.0	6.0	0.2	8.3	0
サービス業	100.0	30.5	45.1	100.0	1.1	30.2	11.1	65.4	6.7	0	24.4	0
30～99人	100.0	19.7	47.7	100.0	4.6	46.0	8.6	45.7	5.9	0.8	32.4	0.2
100～499人	100.0	29.2	53.5	100.0	4.2	52.4	12.0	44.6	4.9	1.0	17.2	0.1
500人以上	100.0	36.3	56.1	100.0	4.5	63.4	20.5	37.2	3.8	0.6	7.6	0

2. 深夜労働の必要性及び理由

深夜労働をさせる必要の有無では、「ある」が23%、「時々ある」が17%と何らかの必要性あるものが40%で、「ない」が60%である。ある場合の理由のうち「業務の性質上」が66%と断然多く、「繁忙業務の処理のため」及び「緊急事態が起るから」がともに16%「その他」が6%となっている。

産業別では、運輸・通信業で「ある」(56%)、電気・ガス・水道・熱供給業で「時々ある」(51%)が半数以上が占めており、これに対し他の産業では「ない」が多い。ただ、サービス業では「ある」(31%)と「時々ある」(21%)とを合わせると過半数を占めている。また、ある場合の理由として、電気・ガス・水道・熱供給業で「緊急事態が起るから」が多い以外は、各産業とも「業務の性質上」をあげるものが多い。

規模別では、「ある」が30～99人で18%、100～499人で36%、500人以上で58%、「時々ある」が30～99人で16%、100～499人で22%、500人以上で24%とそれぞれ規模が大きくなるほど割合が高くなる。また、ある場合の理由としては「業務の性質上」は各規模とも6～7割と高いが「繁忙業務の処理のため」及び「緊急事態が起るから」は各規模とも10%台で規模による差はあまりない。(第14表)

第14表 深夜労働の必要性の有無及び理由

(%)

	計	あ る	時 々 あ る	ある場合の理由(M, A)						な い	不 明
				計	業務の 性質上	繁忙業 務の処 理のため	緊急事 態が起 るから	その他	不明		
計	100.0	23.0	17.4	100.0	66.0	16.4	15.6	6.0	0.9	59.5	0.1
鉱業	100.0	41.1	3.5	100.0	92.8	7.8	3.9	0	0	55.4	0
建設業	100.0	18.7	26.4	100.0	56.1	22.3	23.2	6.6	0.3	54.8	0
製造業	100.0	24.8	15.5	100.0	63.4	19.4	16.6	5.0	0.7	59.5	0.2
卸売業、小売業	100.0	12.0	19.5	100.0	54.0	21.2	16.3	6.4	4.1	68.5	0
金融・保険業	100.0	2.0	6.0	100.0	36.4	32.9	22.7	28.4	0	92.0	0
不動産業	100.0	13.6	21.1	100.0	69.2	17.1	12.0	3.4	0	65.3	0
運輸・通信業	100.0	55.9	16.1	100.0	87.0	7.9	4.0	5.1	0	28.0	0
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	43.1	50.7	100.0	56.1	0.9	68.1	3.2	0	6.2	0
サービス業	100.0	31.3	21.0	100.0	73.2	9.3	15.6	6.2	0	47.4	0.3
30～99人	100.0	17.8	15.8	100.0	62.4	16.9	15.6	7.7	1.1	66.3	0.1
100～499人	100.0	36.3	21.6	100.0	71.3	15.3	15.8	3.4	0.6	1.8	0.3
500人以上	100.0	57.9	23.7	100.0	76.8	18.6	13.7	2.6	0.4	18.3	0

3. 女子の時間外労働・休日労働の制限についての支障

女子の時間外労働・休日労働の制限について「全く支障ない」(44%)、「殆んど支障ない」(41%)を合せ、支障がないとするものが85%であるのに対し、「若干支障ある」(13%)、「大いに支障ある」(2%)を合せ支障があるとするものは15%である。

何に支障があるかについては、「生産性の向上について」が52%で最も多いが、「採用・職種の拡大、昇進等について」というものも16%である。

産業別では、「大いに支障ある」は卸売業、小売業、運輸・通信業の各3%が目立つ程度であるが「若干支障ある」は鉱業(21%)、サービス業(21%)及び製造業(17%)で多くなっている。支障のある事由については、「生産性の向上について」をあげるものが鉱業や電気・ガス・水道・熱供給業で特に多く、「採用・職種の拡大、昇進等について」をあげるものは金融・保険業、運輸・通信業などで特に多い。

規模別には、規模によってあまり差はみられないが、「大いに支障ある」と「若干支障ある」を合せ支障があるとするものは、30~99人規模で14%、500人以上規模で20%であり、規模が大きくなるにつれて漸増している。また、「全く支障ない」は小規模ほど多くなっている。支障のある事由については、いずれの規模においても「生産性の向上について」をあげている事業所が最も多いが、「採用・職種の拡大、昇進等について」をあげている事業所は、30~99人、100~499人の各規模とも10%台であるのに対して、500人以上では34%とその割合が高いが目立っている。(第15表)

第15表 女子の時間外労働・休日労働の制限についての支障の有無

(%)

	計	大いに 支障 ある	若干 支障 ある	殆んど 支障 ない	全く 支障 ない	不明	支障のある事由 (M. A)				
							支障 あり 計	採用・職種の 拡大・昇進等 について	生産性の 向上につ いて	その他	不明
計	100.0	1.9	12.9	41.4	43.5	0.4	100.0	15.8	52.3	29.5	6.0
鉱業	100.0	0	21.3	38.5	38.5	1.7	100.0	2.7	95.9	1.4	0
建設業	100.0	0.1	7.7	42.2	50.0	0	100.0	0.2	60.0	37.6	2.3
製造業	100.0	1.9	16.6	45.4	35.9	0.2	100.0	12.7	67.4	18.3	6.5
卸売業、小売業	100.0	3.4	6.2	39.6	50.8	0	100.0	8.4	50.3	33.9	7.6
金融・保険業	100.0	0	12.2	32.5	55.3	0	100.0	46.0	34.0	20.1	0
不動産業	100.0	0	5.3	37.7	57.0	0	100.0	0	22.2	44.4	33.3
運輸・通信業	100.0	2.6	9.6	34.6	51.6	1.6	100.0	35.1	30.0	41.7	0
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	0	2.8	47.8	47.8	1.7	100.0	15.4	84.6	0	0
サービス業	100.0	2.0	20.7	45.3	31.2	0.9	100.0	11.8	32.3	51.0	9.9
30~99人	100.0	1.8	11.7	38.5	47.6	0.5	100.0	16.1	51.3	29.4	5.8
100~499人	100.0	2.0	16.1	49.4	32.5	0	100.0	13.6	55.4	29.8	6.7
500人以上	100.0	2.5	17.4	56.5	23.6	0	100.0	33.7	43.5	28.0	3.7

4. 女子の深夜業の制限についての支障

女子の深夜業の制限について「全く支障ない」が78%、「殆んど支障ない」が18%であるのに対し、「大いに支障ある」(1%)、「若干支障ある」(2%)を合せて支障あるものは3%にすぎない。

支障あるものの事由としては、「生産性の向上について」とするものが36%、「採用・職種の拡大、昇進等について」とするものが28%となっている。

産業別には、サービス業で「若干支障ある」(7%)とする事業所が目立つ程度で、各産業とも支障がないとする事業所の割合が圧倒的に多い。

規模別には、「全く支障ない」及び「殆んど支障ない」を合せると、支障がないとする事業所の割合はいずれの規模も90%以上の高い率を示している。(第16表)

第16表 女子の深夜業の制限についての支障の有無

(%)

	計	大いに 支障 ある	若干 支障 ある	殆んど 支障 ない	全く 支障 ない	不明	支障のある事由(M.A)				
							支 障 あ る 計	採用・職種の 拡大・昇進等 について	生産性の 向上につ いて	その他	不明
計	100.0	0.6	2.4	18.0	78.3	0.8	100.0	28.1	36.1	33.0	7.0
鉱業	100.0	0	0.6	9.6	88.0	1.7	100.0	100.0	0	0	0
建設業	100.0	0	2.1	14.6	83.3	0	100.0	0	33.3	66.7	0
製造業	100.0	0.3	2.0	16.9	80.1	0.7	100.0	34.0	77.4	1.3	1.1
卸売業、小売業	100.0	1.7	1.9	16.6	79.8	0	100.0	47.0	10.6	42.7	0
金融・保険業	100.0	0	0.2	11.6	87.2	1.0	100.0	100.0	0	0	0
不動産業	100.0	0	0.6	9.2	90.2	0	100.0	0	0	100.0	0
運輸・通信業	100.0	1.0	1.9	16.2	79.3	1.6	100.0	8.1	42.8	49.7	0
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	0	0	17.4	80.9	1.7	0	0	0	0	0
サービス業	100.0	0.5	6.7	34.0	57.0	1.9	100.0	19.0	18.0	42.0	22.0
30～99人	100.0	0.7	2.3	16.3	79.7	0.9	100.0	28.4	30.5	37.9	7.1
100～499人	100.0	0.3	2.4	22.4	74.7	0.3	100.0	24.8	54.3	18.0	7.3
500人以上	100.0	1.1	4.3	29.8	64.4	0.5	100.0	42.4	45.5	21.2	3.0

労働省婦人少年局

I 事業所の概況

事業所の概況					名 称										主たる製品又は事業内容	
					所在地											
企 業 規 模	1	5000 人 以上	事業所 拠 点	1	500 人以上	事業所の 常用労働者	計	男	女	労働 組合	1	有	記 入 担当者	所属群 氏 名 電 話		
	2	1000 ~ 4999人		2	100 ~ 499人		人	人	人		無					
	3	300 ~ 999人														
	4	100 ~ 299人														
	5	30 ~ 99人														

・以下の質問については監督又は管理の地位にある者（局長、部長、工場の長等経営者と一体的な立場にある者）及び監視又は統制機能に従事する者（例えば、守衛、ゲーター監視人、乗客、宿日勤務者など）等労働基準法上の労働時間、休憩、休日に関する規定の適用を受けない者は除外して回答して下さい。

II 所定労働時間等

1 貴事業所の就業規則等で定めている所定労働時間は、職種、部門又は男女により異なりますか。

2 貴事業所では至低労働時間制（所定労働時間の日又は週によって労働基準法で定めた労働時間を超えることがあるが4週を平均すれば1週の労働時間が労働基準法の範囲内になること）を採用していますか。

3 1日及び1週の所定労働時間は何時間ですか。
 (職種、部門等により異なる時は最も多くの労働者に適用されるものについて記入して下さい。)

4 貴事業所の始業時刻、終業時刻は職種、部門又は男女により異なりますか。又時刻は何時何分になっていますか。

1 職種、部門により異なる
 2 男女により異なる
 3 同じ

1 採用している
 2 採用していない
 3 男女ともに適用される
 2 男子にのみ適用される
 3 女子にのみ適用される

		日						週									
時間分		7:00	7:01	8:00	8:01	9:00	時間分	40:00	40:01	42:00	42:01	44:00	44:01	45:00	45:01	46:00	46:01
以内		7:59	7:59	8:59	8:59	以上	39:59	41:59	41:59	43:59	43:59	43:59	45:59	45:59	47:59	47:59	以上
男子又は男子の多い職種、部門	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
女子又は女子の多い職種、部門	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9		

1 職種、部門により異なる
 2 男女により異なる
 3 同じ

男子又は男子の多い職種、部門
 女子又は女子の多い職種、部門

		始業時刻		終業時刻	
		時	分	時	分
		時	分	時	分
		時	分	時	分

Ⅲ 所定外労働及び時間外労働（所定外労働とは事業所の就業規則等で定めた労働時間を超えて働くことをいい、時間外労働とは労働基準法で定められた労働時間を超えて働くことをいいます。従って所定労働時間が法定の労働時間を超える場合には、法定の労働時間に達するまでの所定外労働は時間外労働とはなりません。）

5 貴事業所には労働基準法第38条に基づく時間外労働に類する労使協定がありますか。

1 有

2 無

1 1 日の延長時間は男女により異なる

2 1 日の延長時間は職種、部門等により異なる

3 1 日の延長時間は全労働者同一

4 その他

6 3 5協定の1日の最長延長時間及び最も多くの労働者の延長時間は何時間ですか。

最 長 延 長 時 間		時 間	分
最も多くの労働者の	男	時間	分
	女	時間	分

7 51年7月30日に所定外労働に従事した労働者がいますか。いる場合、最も長い所定外労働に従事した者の時間は何時間ですか。そのうち時間外労働に及んだ時間は何時間ですか。

1 いる

2 いない

所 定 外 勞 働 時 間		左のうち時間外労働時間		
男	時間	分	時間	分
女	時間	分	時間	分

--	--	--	--	--	--	--

IV 交替制勤務

8 事業所では交替制勤務を採用していますか。	1 交替制あり	1 男女とも従事している																		
	2 交替制なし	2 男子のみ従事している																		
		3 女子のみ従事している																		
職種又は部門名を記入して下さい。																				
9 交替制勤務に従事する労働者の割合はどのくらいですか。	<table border="1"> <tr> <td>1 割合未測</td> <td>1～2割未満</td> <td>2～4割未満</td> <td>4～6割未満</td> <td>6割以上</td> </tr> <tr> <td>男</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </table>			1 割合未測	1～2割未満	2～4割未満	4～6割未満	6割以上	男	1	2	3	4	5	女	1	2	3	4	5
	1 割合未測	1～2割未満	2～4割未満	4～6割未満	6割以上															
男	1	2	3	4	5															
女	1	2	3	4	5															

V 深夜労働（深夜労働とは午後10時から午前5時までの間に働くことをいいます。）

10 深夜労働に従事している労働者がいますか。	1 いる	1 男女とも従事している
	2 いない	2 男子のみ従事している
		3 女子のみ従事している

VI 休 日

11 過去1ヶ月（11年1月の1ヶ月間又は7月の賃金締切日を囲む1ヶ月間）に、所定の週休日を他の日に振替えて労働されたことがありますか。	1 ある	1 男女ともある
	2 ない	2 男子のみある
		3 女子のみある

VII その他

12 労働者に時間外労働又は休日労働をさせる必要はありますか。ある場合どのような理由からですか。	1 しばしばある	1 恒常的に忙しいから
	2 時々ある	2 繁忙期の処理のため
	3 めったにない	3 緊急事態が起るから
		4 職種による特殊性から
		5 その他（ ）
13 深夜労働をさせる必要はありますか。ある場合はどのような理由からですか。	1 ある	1 業務の性質上必要な職種、部門があるから
	2 時々ある	2 繁忙期の処理のため
	3 ない	3 緊急事態が起るから
		4 その他（ ）
14 女子の時間外労働・休日労働が削減されていることについて支障を感じることがありますか。	1 大いに支障がある	1 採用・職種の拡大、昇進等について
	2 若干支障がある	2 生産性の向上について
	3 殆んど支障はない	3 その他（ ）
	4 全く支障はない	
また、女子の深夜業の制限について支障を感じることがありますか。	1 大いに支障がある	1 採用・職種の拡大、昇進等について
	2 若干支障がある	2 生産性の向上について
	3 殆んど支障はない	3 その他（ ）
	4 全く支障はない	